

高規格堤防と土地区画整理事業との 一体的整備の制度的な課題について

Institutional challenges to integrated implementation of high-standard levee and land readjustment projects

研究第二部 主任研究員 柿崎 修平
研究第二部 部長 山田 俊哉

都市機能の中核を背後地に抱える大河川の沿川には、密集市街地の区間が多く、権利関係が輻輳し、多様な権利者が存在している。このような区間において高規格堤防整備事業を推進するためには、土地の交換・分合・再配置を行う土地区画整理事業との一体的整備を計画的に実施できなければ、その現実的な事業の推進は不可能である。

しかしながら、密集市街地において土地区画整理事業との一体的整備を計画的に進めるためには、制度的にクリアしなければならない多くの課題が存在する。

本稿は、密集市街地における高規格堤防整備事業と土地区画整理事業との一体的整備の課題の本質を明らかにするとともに、その対応の方向性を提案するものである。

キーワード：水辺都市再生、高規格堤防、土地区画整理事業、共同事業、一体的整備、強制権能、種地、裏法

In the hinterlands of major rivers with key urban functions, there are often sections running through densely built-up areas of various rights holders with complex interests. In such river sections, it is practically impossible to implement a high-standard levee project unless that project is integrated with a land readjustment project for the exchange, consolidation and reconfiguration of land and then implemented systematically.

If, however, systematic integration with a land readjustment project is to be carried out in a densely built-up area, it will be necessary to overcome numerous institutional challenges.

This paper clarifies the essence of the challenges that must be addressed for integrated implementation of a high-standard levee project and a land readjustment project in a densely built-up area and proposes the direction of efforts to make such integration possible.

Keywords : waterfront urban regeneration, high-standard levee, land readjustment project, joint project, integration, power of compulsion, seed site, back slope

1. 調査研究の背景と目的

1-1 高規格堤防整備の目的と効果

東京や大阪は、大河川の氾濫区域であるにもかかわらず、首都機能の中核や人口・資産が高度に集積している。そのため、万一、計画を上回るような大洪水が発生し、大河川の堤防が決壊するような事態となれば、その被害は壊滅的かつ甚大となることが予想される。

高規格堤防は、そうした大洪水が発生しても決して壊れることのない幅の広い堤防をつくるもので、大都市を背後地とする大河川の破堤による壊滅的な被害を回避するとともに、都市を再生し、良好な都市空間を創造する次のような付加的な効果もある。

- ・川と街を隔てていた堤防がなくなり、眺望が開け、川辺へのアクセスが容易になることで、水辺空間を活かしたまちづくりが可能となる。
- ・従来の堤防の裏法部が盛土により平坦な空間となり、公園・緑地や道路などに有効に利用できる。

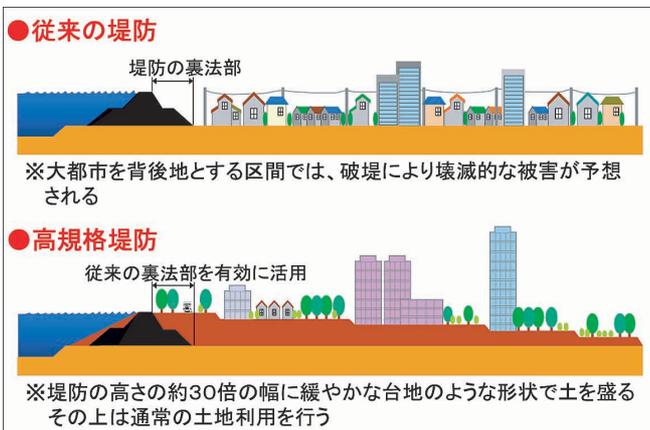


図-1 高規格堤防概念図

1-2 土地区画整理事業との一体的整備の必要性

高規格堤防の整備では、地権者は土地を手放す必要はなく、盛土後は通常の土地利用が行えることになるが、高規格堤防の単独事業は、土地の配置換え等を行うことができないため、特に密集した既成市街地においては、土地の交換・分合・再配置を行う土地区画整理事業と一体的に整備することが必要不可欠となる。

1-3 調査研究の目的

都市機能の中核を背後地に抱える大河川の沿川は、密集市街地の区間が多く、こうした密集市街地は権利関係が複雑し、多様な権利者が存在している。こうした区間において高規格堤防整備事業を推進するためには、土地の交換・分合・再配置を行う土地区画整理事業との一体的整備を、計画的に実施することができなければ、高規格堤防整備事業の現実的な推進は不可能

であると考えざるを得ない。

しかしながら、密集市街地において土地区画整理事業との一体的整備を計画的に進めるためには、制度的に整えなければならない課題が複数存在しており、それらの解決については検討が繰り返されてきたが、まだその制度化には至っていない。

本稿は、密集市街地における高規格堤防と土地区画整理事業との一体的整備の課題の本質を明らかにするとともに、その対応の方向性を提案するものである。



写真-1 河川沿いの密集した既成市街地

2. 強制権能の確保

2-1 共同事業方式の課題

これまで、高規格堤防と土地区画整理事業との一体的整備は、事業中を含め全国11箇所で開催されている。そして、その全てが、高規格堤防整備事業と土地区画整理事業がそれぞれ独立した事業として、偶々、同じ場所で同時に事業を行う考え方に基づいた「共同事業方式」により実施されている。

しかしながら、この方式の場合、特に多様な権利者が存在し、権利関係が複雑した密集市街地では、事業の執行上において重要な課題が存在している。

高規格堤防整備事業は、土地を買収することなく地権者の合意を得て盛土を行う任意の事業であり、強制力を備えた事業とはなっていない。一方、土地区画整理事業は、他の多くの権利者の利益等を守るような止むを得ない場合においては、施行者が直接的に移転等を行う強制権能が法的に与えられている。しかし、現在の「共同事業方式」における土地区画整理事業にとって、高規格堤防整備事業は事業外のものであり、高規格堤防に起因する建物移転に対して、土地区画整理事業施行者が強制権能を執行することは、法的に問題であるとされている。

そのため、現在の「共同事業方式」では、高規格堤防整備事業に起因する移転で同意が得られない家屋が

一軒でも存在すれば、その家屋の周辺は盛土が施行できない状況が続き、その家屋の同意が得られない限り事業全体が滞ることになる。すなわち、100%の同意を得れば良いのであるが、権利関係が輻輳している密集市街地において、それを確保することは極めて困難であると予想され、事業が完遂できない可能性がある。



写真-2 沿川の市街地状況

これまでの一般の土地区画整理事業における直接施行（移転等を施行者が直接的に行う権能）は、「伝家の宝刀」であり、それを執行することは稀であった。しかし、近年では、計画的に事業を執行するため、早い段階から直接施行を前提に事業スケジュールを計画し、実施するケースも増えてきている。

盛土期間中の長期の仮住まいや仮営業を伴う高規格堤防との一体的事業において、この権能の確保なしに事業に着手することは、無謀とも言うべきものであると考えられる。

2-2 土地区画整理事業の強制権能の確保方法

この課題の解決方法としては、次の二通りの方法が考えられる。（表-1 参照）

表-1 土地区画整理事業の施行者権能を確保することが可能な方式

一 事 業 方 式	高規格堤防を道路・公園と同様に土地区画整理事業として整備する公共施設と位置づけ、土地区画整理事業施行者が高規格堤防を土地区画整理事業の本体施設として整備し、河川管理者が高規格堤防の整備に要する費用を土地区画整理事業に対して負担する方法
公 管 金 方 式	高規格堤防を土地区画整理事業第120条における公共施設管理者負担金（略称：公管金）の対象施設とし、「当該公共施設の土地の造成を主たる目的」とする土地区画整理事業を施行する場合と位置づけ、土地区画整理事業において当該公共施設（高規格堤防）を整備する土地を確保（更地化）し、土地の確保に要する費用（移転補償費）を高規格堤防の管理者（河川管理者）から求める方法

表-2 土地区画整理事業第120条

第120条（公共施設管理者の負担金）

都市計画において定められた幹線街路その他の重要な公共施設で政令で定めるものの用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事業を施行する場合には、施行者は、他の法律の規定に基づき当該公共施設の新設又は変更に関する事業を行うべき者（以下本条において「公共施設管理者」という。）に対し、当該公共施設の用に供する土地の取得に要すべき費用の額の範囲内において、政令で定めるところにより、その土地区画整理事業に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる

2-3 「水辺都市再生事業」の概要と課題

「一事業方式」は、平成14年8月、国土交通省の平成15年度河川局関係予算概算要求概要の中で「水辺都市再生事業」として示された。

「水辺都市再生事業」は、高規格堤防整備対象区間の内、重点的に整備すべき区間において、河川管理者の発意で、計画的に事業化を図るものであり、現在の都市再生機構（旧都市基盤整備公団）を施行主体とする土地区画整理事業により高規格堤防を一体的に整備するものであった。その費用負担の考え方は、河川管理者が原因者であることから、高規格堤防を単独で整備する場合の現況復旧までに要する費用を河川管理者が負担し、現況より機能向上する分は土地区画整理側が負担するという新たな負担方法を前提としていた。

しかし、河川法第69条の規定により、河川管理者から土地区画整理事業に対し費用負担ができないことから、その後、「水辺都市再生事業」は制度化には至っていない。

さらに、「水辺都市再生事業」には、法改正の必要性の他にもう一つの課題が内在していると考えられる。

土地区画整理事業と高規格堤防整備事業を一体のものとして施行する「水辺都市再生事業」は、両事業を国土交通省自らが施行しようとする「直轄土地区画整理事業」の検討から変形したものであった。

「直轄土地区画整理事業」は、高規格堤防を整備する国土交通省と土地区画整理事業を施行する別の人格を持つ国土交通省の一体事業であり、河川管理者自らが両事業を行うというものであった。

一方の「水辺都市再生事業」は、同一施行者による一体事業の概念を基に国に代わる組織として都市再生機構を施行者としたものであり、高規格堤防の整備を土地区画整理事業の中に組み込み、河川管理者は必要

な費用を負担するだけの事業構造となり、河川事業である高規格堤防整備事業のあり方として疑問が残るところである。

2-4 今後の対応の方向性

一方の「公管金方式」は、現行法においても実施可能な方法であり、高規格堤防整備事業と土地区画整理事業の二つの事業の共同施行であるが、高規格堤防整備を目的として土地区画整理事業を実施するという位置づけから土地区画整理事業施行者の強制権能が確保でき、高規格堤防を計画的に整備することを目的とする「水辺都市再生事業」の主旨に合致するものである。

また、「公管金方式」の場合、事業費の多くを占める高規格堤防整備事業に起因する移転補償費が、河川管理者の全額負担とすることができ、費用負担においても原因者負担を前提とする「水辺都市再生事業」に近いものとなる。

そのような意味からすれば、「水辺都市再生事業」の目的である建物移転に関する施行者権能の確保と新たな費用負担を可能とする事業方式としては、河川管理者が自ら施行する高規格堤防整備事業と土地区画整理事業とを共同施行する形態を残す「公管金方式」が、その望ましい事業手法であると考えられ、今後、制度化に向けた具体的検討が必要である。

3. 街づくり側への動機付けと財政負担の低減

3-1 沿川の市街地整備の可能性

これまでの高規格堤防整備事業の進め方は、沿川の開発を誘発する力もないことから、沿川の面的整備が独自に事業を行う状況と合せて事業化を図るという完全に受動的なものであった。

しかし、都市機能の中核を背後地に抱え高規格堤防を優先的に整備しなければならない下流部の密集した沿川市街地では、開発ポテンシャルは極めて少なく、高規格堤防との共同事業化を図れるような民間開発は、いずれは土地利用転換される工場等の大規模敷地しか残されていないのが実情である。

その他の稠密な既成市街地は、街づくりを行うべき都市的課題はあるものの、まちづくりのプライオリティーは低く、現下の社会・経済状況では、地方公共団体の街づくり側が単独で土地区画整理事業を行うことは非常に難しい状況である。それこそ、現在の高規格堤防の進め方を踏襲したのでは、大災害により建物等が全面的に建替えなければならない事態が発生しないかぎり事業化の機会は訪れないと考えられる。

このような状況を打開するためには、河川整備計画

に位置づけられる重点的に高規格堤防整備を行う区間において、河川管理者がイニシアティブをとり、土地区画整理事業との一体的整備を事業化しなければならないと考えられる。

3-2 河川管理者発意の事業化手順の必要性

河川管理者が主体となり計画的に事業化を図るための方策の一つは、沿川の地方公共団体が積極的に高規格堤防整備事業との一体的街づくりに参画する動機付けとなりうる事業化手順の制度化である。

高規格堤防整備事業は大都市の中核機能を守る国家的プロジェクトであり、沿川の地方公共団体からすれば事業化のプライオリティーの低い地区で、高規格堤防整備事業を目的として土地区画整理の事業化を図るのであれば、そのことを内外に知らしめる大義名分が必要であり、地方公共団体にとって事業化を正当化できる手順というものがなければならない。すなわち、河川管理者の発意に基づき、高規格堤防整備事業のために地方公共団体が事業化を判断するという手続きが行われることが必要である。

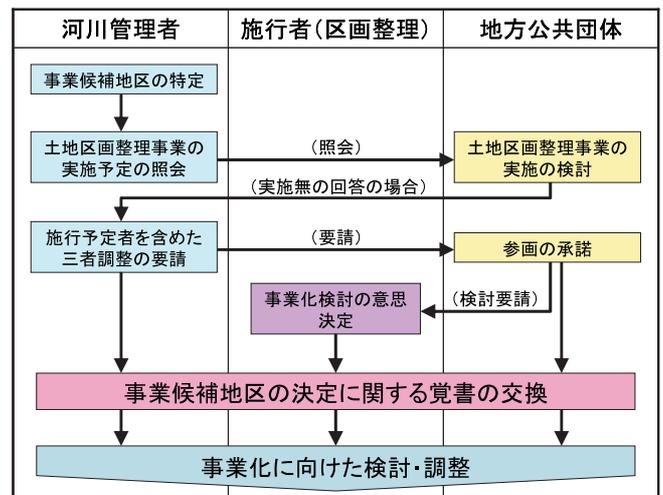


図-2 事業化における手続きフロー案

3-3 現状の費用負担の課題と新たな方式の必要性

河川管理者が主体となり計画的に事業化を図るもう一つの方策は、地方公共団体の財政的負担の低減であり、その内容は以下とおりである。

これまでの「共同事業方式」の費用負担方法として用いられてきた分離費用身替り妥当支出法は、多目的ダム（洪水調節、利水、発電）のコストアロケーション方式として適用されたものであり、高規格堤防整備事業と土地区画整理事業等との共同事業では、それを援用して費用負担が行われてきた。

多目的ダムのアロケーション方式である分離費用身

替り妥当支出法の本来的な考え方による土地区画整理事業等との共同事業に適応させる条件は、街づくり側が当該地区で土地区画整理事業の単独事業を行う状況があり、高規格堤防を整備する河川管理者と対等な立場で費用負担を行う場合において用いるべきであると考えられる。

しかし、前述の「水辺都市再生事業」が、法改正等必要性から制度化に至らなくなってからは、街づくり側では当面事業を行わない地区であるにもかかわらず、高規格堤防がない場合の最低限の土地区画整理事業を単独事業として仮想設計し、分離費用身替り妥当支出法を用い、土地区画整理側の費用負担を軽減することで事業化が図れないかを検討してきた。

ところが、分離費用身替り妥当支出法による費用負担を行うことは、高規格堤防整備事業と土地区画整理事業は対等な立場ということになり、街づくり側が当該地区で、自発的に単独で事業化を図ると理解されることになる。また、最低限の土地区画整理事業を費用負担の対象としても、本来的には事業を予定しない地区でコストアロケーションによる費用負担をすることになれば、財政的負担は大きく、財政当局への説明性も明瞭ではない。

すなわち、河川管理者の発意で高規格堤防整備を主目的として事業化を図るのであれば、費用負担についても「水辺都市再生事業」の検討の中で考えられていた原因者負担の考え方を基本とすべきであり、それがなければ地方公共団体は合意できないと考えられる。

4. 堤防裏法用地の活用

4-1 裏法用地の減歩軽減効果

高規格堤防整備事業では、現在の堤防高の3倍程度の幅を持つ裏法の部分が、盛土により平らな空間となる。この空間は道路・公園等の公共用地として活用でき、土地区画整理事業との一体的整備においては減歩（新たに必要となる道路等の公共用地等のために宅地面積が減ること）の軽減効果があるとされている。

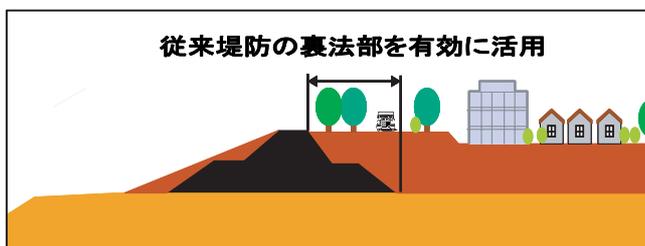


図-3 裏法用地の活用イメージ

しかしながら、既成市街地の沿川区間等では、現況において既に道路空間として河川の敷地の占有されて

いる状況がほとんどであり、そのような区間では、土地区画整理事業との一体的整備として堤防裏法部分に道路を計画したとしても減歩の軽減効果は期待できないこととなる。（写真-3）

また、既成市街地の堤外地側（川の中側）では公園として利用させている区間が多く、そのような区間において高規格堤防を前提とする土地区画整理事業を計画する際には、既成市街地で誘致距離内に公園があることから土地区画整理事業区域内の公園設置が不要となる場合があり、その場合は裏法用地を公園として活用する必要がなく、減歩の軽減効果は期待できないこととなる。



写真-3 現況の河川区域の道路占有状況

4-2 合意形成上の裏法用地活用の必要性

一方、土地区画整理事業にとって地権者の理解と協力は不可欠であるが、一般の平面的な事業であれば、仮に反対者がいて重要な公共施設にもかかわらず、その土地だけ後回しにする、あるいは最終的に存置として事業を終えることも可能である。

しかしながら、高規格堤防との一体的整備の場合、高規格堤防に影響する範囲は全面的に移転となり、ある程度の広さで更地にしてから盛土を行う工程となる。

このことから、仮に前述の強制権能が確保されたとしても、多くの反対者がバラバラに存在し、彼らから事業への賛同が得られなければ、その事業推進は実質的に不可能という状況となる。

特にこれから事業化を図らなければならない市街化率の高い地域での土地区画整理事業における減歩負担は、敷地の減少で居住環境が悪化すると感じたり、既に敷地が狭小であることから土地での負担が出来ずに多額の金銭負担が伴うことも問題となり、特に年金生活を送っている高齢者世帯にとっては死活問題となる。

地権者に対して、一体的事業を行うことにより安全性が増し、環境が良くなることは理解させるが、高い減歩負担を強いたのでは、事業に対する多くの賛同を得ることは難しい。まして、今想定している事業は、高規格堤防整備を主目的とした土地区画整理事業であり、土地区画整理事業の引金が高規格堤防ということになれば、減歩負担の原因も高規格堤防にあると理解されることになり、事業への反対を煽る可能性が考えられる。

4-3 既定方針と課題対応の方向性

一体的整備において、高規格堤防化による減歩軽減効果を可能とする唯一の原資が堤防の裏法用地である。

現在の高規格堤防完成後の裏法用地の取り扱いは、以下の観点から必要な空間であり、堤防と一体的に管理すべき土地として河川管理者が所有する、とされている。

- (1) 良好な河川空間・景観として必要なスペース
- (2) 洪水時の水防活動、地震時における避難場所のためのスペース

しかし、このように河川の敷地形状を変えずに道路・公園として占用するに止まる利用では、前述のように減歩軽減の効果はなく、合意形成上の事業推進効果はないこととなる。

このような状況を打開するには、以下のような発想の展開が必要である。

裏法上に盛土された空間は土地区画整理事業との一体的整備が実現したことにより確保できるものであり、高規格堤防整備に影響する多くの地権者の協力があることが可能となったものであると解釈することもできる。すなわち、高規格堤防に影響する地権者の協力がなければ、一体的事業は事業化できず、裏法用地のオープンスペースも生まれえないということである。

裏法用地のオープンスペースは、沿川住民や河川を利用する国民のものであり、そうした空間を河川管理者が所有し続けなければならない理由はない。

沿川の都市再生、すなわち水辺都市再生として、防災上も優れた良好なまちづくりを推奨すべき国が、地権者に負担を強いた中でそれを実現しようとするならば、その負担を少しでも減らすために、裏法用地を活用したとしても、それは許されるはずである。

河川管理者が高規格堤防整備事業を推進しようとするのであれば、防災上必要な一定の幅は残し、それ以外の用地は、抜本的な減歩軽減のために活用するようなことを認めない限り、高規格堤防と土地区画整理事業の一体的整備の推進は図れないものと考えられる。

国民的な視点に立てば、高規格堤防完成後の裏法用地は、本来あった堤防としての機能は消失した訳であり、その用地は有効に活用すべきである考え、そうした要望の声が形となって現れることも想定される。

高規格堤防は、堤防をなくす、あるいは洪水が溢れることを許容するという発想の転換から生まれたものであるが、発想を転換したのであれば、今までの河川の管理の考え方も転換すべきであり、それなしに今後の事業の推進はないものと考えられる。

5. 種地の確保による事業展開

5-1 中断移転による弊害

高規格堤防整備事業は、盛土を行う事業であるため、密集市街地等において土地区画整理事業との一体的整備を行う場合には、一定の区域（工区）内の建物を、中断移転（工事期間中、別の場所で、居住、営業等を行い、工事完了後に戻る移転方法）させ、盛土完了後に整備された宅地に新たな建物を建築する工程となる。

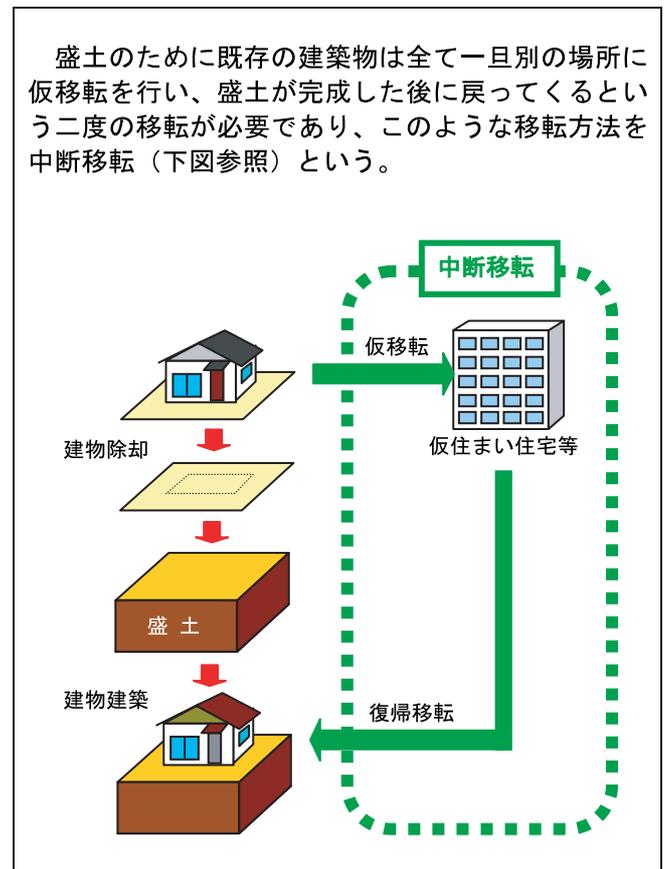


図-4 中断移転のイメージ図

住宅の中断移転は、一般的に賃貸住宅への仮住まいの費用を補償することになる。しかし、工場、倉庫、店舗等であれば、仮営業の場所を確保し、仮営業施設

を確保する費用（必要に応じては建設費用）と営業再開に要する費用（休止が必要であればその間の営業補償等）を補償することとなる。また、製造業では、取引関係等から営業休止ができない場合、別途に確保した仮工場内に製造機械を購入し、営業を確保した後に旧施設を停止、撤去することが必要となり、復帰に当たっては同様の費用が再度必要となることから、製造業における中断移転の費用は特に高額なものとなる。

なお、平成16年度、荒川沿川の東京都区間において、土地（種地）の先行取得を行い土地区画整理事業の換地手法を活用して直接移転（直接的に移転を行う）を繰り返すことによる中断移転費用の縮減を想定した試算では、次のような結果となる。

表一三 中断移転削減の試算

ケース条件	想定ケース1	想定ケース2
	【前提条件】	<ul style="list-style-type: none"> ・面整備と一体的手法で整備すべき区間を 23.4km（荒川沿川東京都区間の 48%）とし、面整備想定地区とする ・製造業、流通・商業、住宅、公共施設のタイプの床面積からそれぞれの中断移転費用を算定 ・用地取得単価を 30 万円/㎡（平成 16 年度地価公示を参考）とする
想定手順	個別地区において、事業区域の 1/3 の面積を先行取得し、3 工区で施行	個別地区において、事業区域の 1/10 の面積を先行取得し、3 工区で施行
補償費削減額	-1 兆 2,570 億円	-7,760 億円
用地取得費	2,700 億円	810 億円
事業費削減額	-9,870 億円	-6,950 億円

一方、これまでの既成市街地における土地区画整理事業との共同事業の実施例の中断移転の期間は、基礎地盤が良く盛土高3m程度の地区で3年程度、基礎地盤が軟弱で深層混合処理等の固結方式の地盤改良を行った盛土高7m程度の地区では4~5年の期間を要している。この長期の中断移転により、多数の権利者が地区外に転出したまま戻らないという状況が発生し、事業の進め方としての問題が顕在化しはじめている。

また、実施例の中には「高齢のため、二度の移転は耐えられない。戻るまで生きていられない。」という理由から事業に反対する人がいるため、その人だけを残し移転を開始しても先行して移転した家屋分の中断

移転費用が高むだけとなることが予想される。そのため、工区内の全体の建物の移転が開始できず、事業が進められない状況となっている。

5-2 種地確保の必要性

既成市街地の一体的事業における中断移転は、膨大な経費がかかるとともに、居住者、経営者、就業者に精神的な負担を強いることになる。

このため、直接移転を可能とする空闲地（種地）を確保し中断移転を回避することが、事業推進上、不可欠であることが、高規格堤防の制度発足当初から言われていた。（図-5）

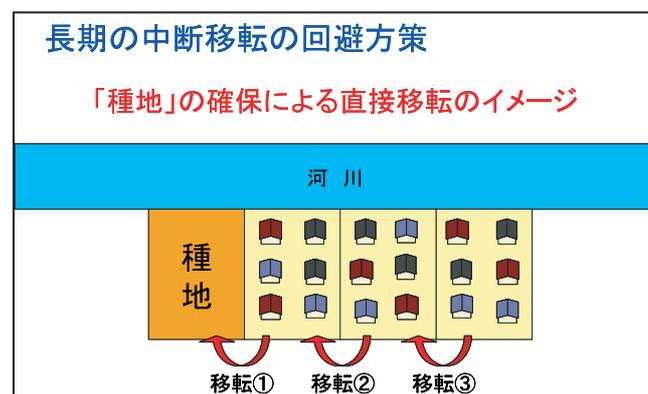


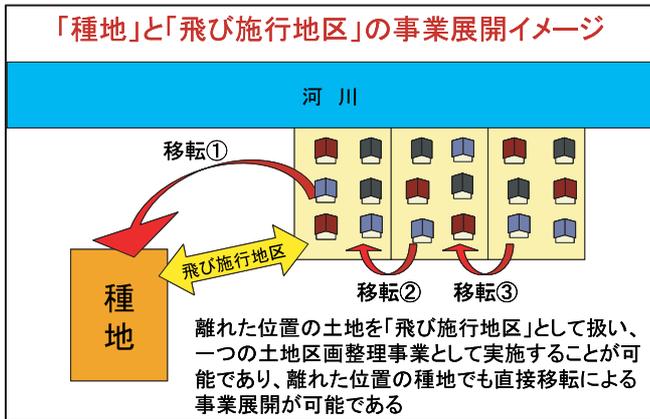
図-5 種地確保による直接移転の仕組み

しかしながら、高規格堤防は従来の河川事業と異なり、土地を買収することなく進められる事業として制度化されたことから、河川管理者が種地を取得することは認められていない。

また、国有財産法の制約から河川管理者が取得した土地を種地として活用することができないことが、種地を活用した高規格堤防整備事業の実現化の難しい要因であった。

しかし、種地の確保が可能となれば、一度、事業で活用した種地を隣接する地区等（離れていても同じ自治体内であれば「飛び施行地区」として同一の土地区画整理事業で施行可能）において、再度、事業区域に含め、直接移転の種地として活用することが可能である。このため、都、県及び府を施行者とする土地区画整理事業の場合には、一度、確保した用地は同一自治体の範囲を超えて、事業が完了するまでは、種地として活用することが可能となる。（図-6）

なお、その場合の種地の土地としての取り扱い、減歩対象とならない公共用地（緑地等）もしくは公共施設の用に供している宅地（土地区画整理法第95条）として位置付けることが必要である。



図一六 飛び施行地区と合せた直接移転の仕組み

5-3 種地の確保方策の提案

この種地の確保の方策としては、過去においても様々な検討しているが、次の二通りの方法は新たな方策案として考えられる。

- ① 他の組織が用地を取得し、河川管理者が無償使用する方法
- ② 他の組織が用地を取得し、河川管理者が有償で借地する方法

①の方法は、公共用地もしくは公共施設の用に供する宅地として、河川管理者以外の国が用地を取得し、種地として活用し、一定の範囲の事業が完了した場合は、処分する方法である。

この場合、土地取得に対して借り入れによる利息が発生しないこと、事業完了後一時的な保有において、貸し出し等により保有リスク（土地の草刈等のメンテナンス）を解消できることが必要である。

②の方法は、地元の地方公共団体等が、緑地・公園用地等として取得し、河川管理者が用地取得費に相当する金額に達するまで借地料を継続的に払い、種地として活用し、利息も含めた用地取得費を越えた借地料を払い終えた以降は、維持管理費に相当する金額で借地を継続するものとして種地を確保し、最終的に当該地方公共団体の区間の整備が完了した時点で地方公共団体の財産として公園等として整備活用する方法が考えられる。

なお、この場合、公共団体が用地を取得するにあたり、無利子もしくは低利の借り入れができ、河川管理者からの借地料で割り戻した期間の割賦が可能となることが必要と考えられる。

以上のように、種地の確保は、事業費の縮減の効果が高いとともに、事業推進上の地権者の合意形成においても極めて重要なものであり、今後、制度化に向けた具体的検討が必要である。

6. おわりに

高規格堤防整備事業は、昭和62年度に制度化されてから17年目を迎えたことになるが、今後、その事業目的を達成するためには、密集市街地における事業化が不可欠である。

そのため、前述の「強制権能の確保」、「街づくり側への動機付けと財政負担の低減」、「堤防裏法用地の活用」、「種地の確保による事業展開」の4課題の解決が必要であり、更なる具体的な検討に当たっては、河川管理者がその課題をしっかりと認識し、高規格堤防整備事業を推進するという強い意思を持ちつつ、河川管理者が主体となり、関係する地方公共団体や法制度に関係する機関等の知恵を借りながら取り組んでいくことが大切である。